

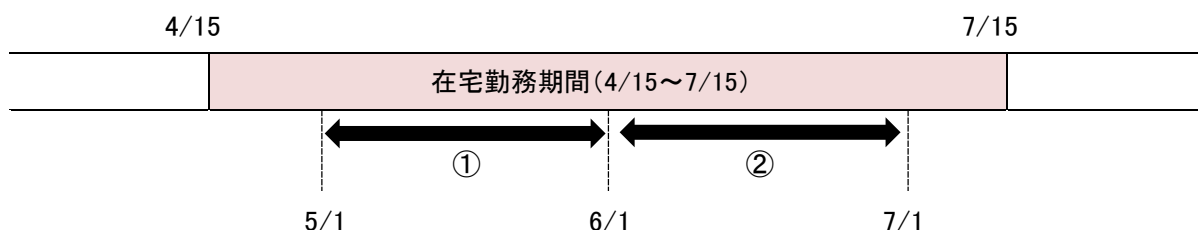
Q1:在宅勤務に伴って、勤務地への出勤回数が変わる場合に、通勤手当の認定替えは必要か。

A1:諸手当担当者は、「国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程」第4条第1項による申請や取消、または同条第2項による在宅勤務の命令等により出勤予定日数の変更が確定した際に要件の確認を行い、1箇月当たりの通勤所要回数が2箇月以上にわたって継続して減少することが見込まれる場合に、非常勤職員の勤務予定変更の例に倣い認定替えを行う。また、月の全日数にわたって在宅勤務を行うことにより勤務地に通勤しない場合は、通勤手当の支給を停止すること。通勤所要回数は在宅勤務の事由に関わらず、1箇月当たりの出勤回数を数えるものとする。なお、通勤・住居届を提出する必要はない。

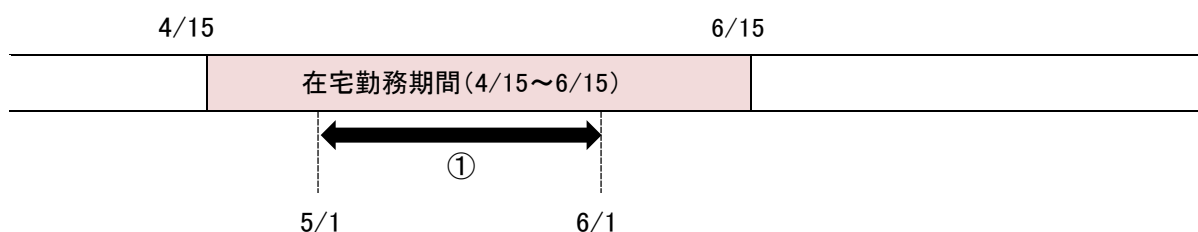
Q2:2箇月以上の月とは、どのように考えればよいか。

A2:1箇月は月の初日から末日までをいう。例1の場合は2箇月となるが、例2の場合は2箇月とならない。

(例1)



(例2)



Q3: 期間が1日限りで在宅勤務を行う者について期間をどのように考えるのか。

A3: 1日限りで在宅勤務を行う者については、通勤手当の運用上は在宅勤務期間を1週間(在宅勤務日を含んだ日～土)とみなす。

(例3)

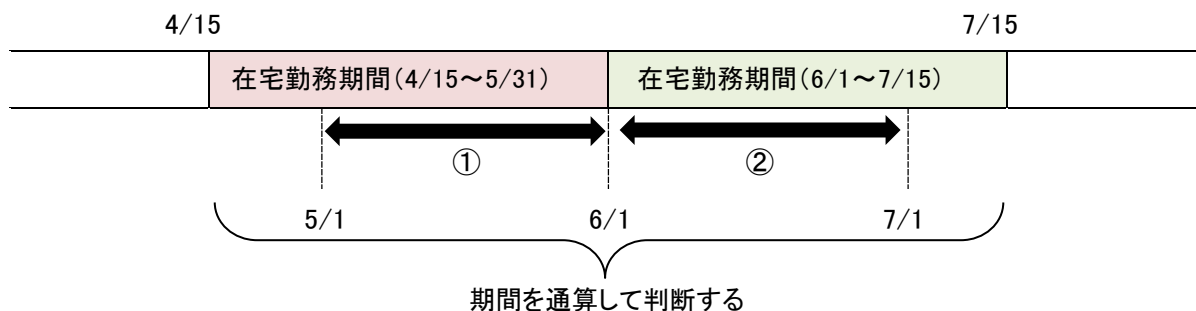
日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9 在宅勤務	10	11	12



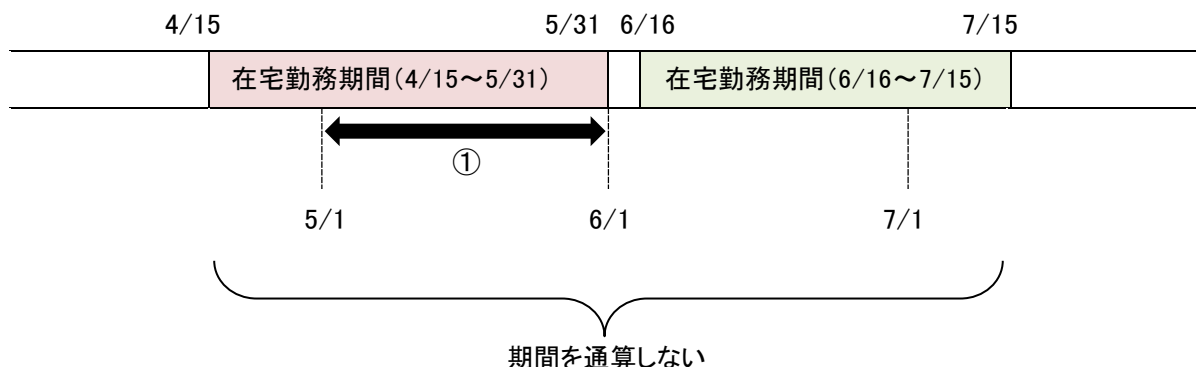
Q4: 再度の在宅勤務申請を申請した場合は期間をどのように考えるのか。

A4: 再度の在宅勤務申請により在宅勤務期間が引き続く場合は、申請された期間を通算して判断するため、例4の場合は2箇月となる。ただし、在宅勤務期間の最終日の翌日から1週間(日～土)空いた場合は別の在宅勤務と考え通算しない(例5、6)。

(例4)



(例5)



(例6)

日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9 在宅勤務	10	11	12
13	14	15	16	17 在宅勤務	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30 在宅勤務	31	1	2

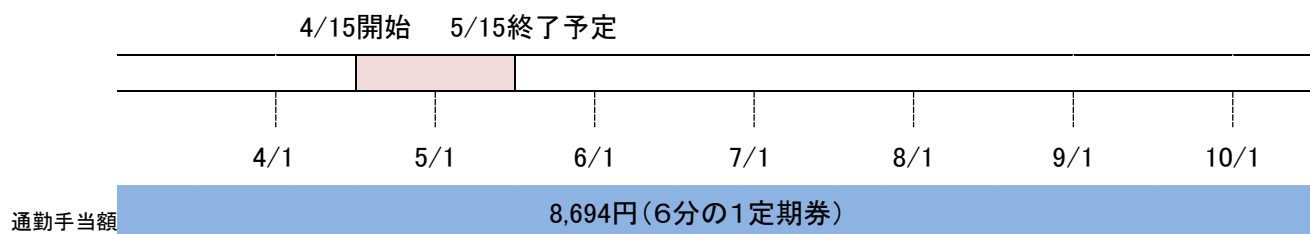
↑ 1週間空いているので期間を通算しない ↓

Q5: 通勤手当の認定替えを行う際の事実発生日はいつになるのか。

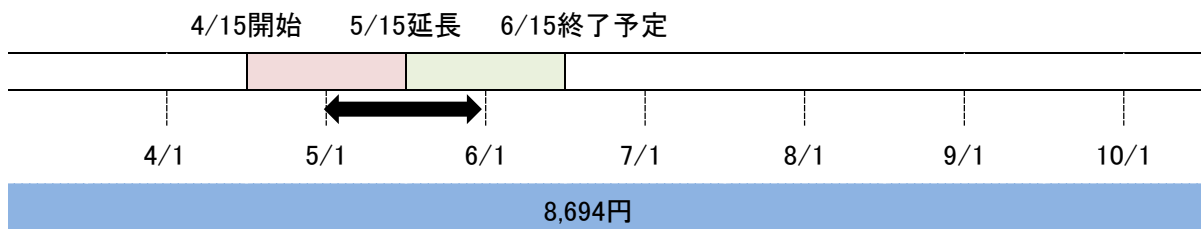
A5: 別紙1「在宅勤務申請書」による在宅勤務期間の開始日を事実発生日とする。再度の在宅勤務申請により結果的に在宅勤務期間が2箇月以上となった場合は、2箇月以上となった時点の開始日を事実発生日とする。在宅勤務の終了時に、終了日の翌日を事実発生日として従前の認定に変更する。

(例7) 週2回在宅勤務をすることとなった場合

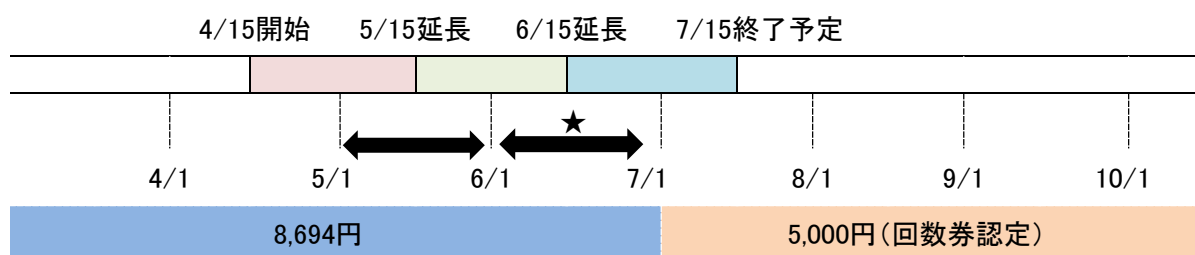
① 1箇月ないので認定替えなし



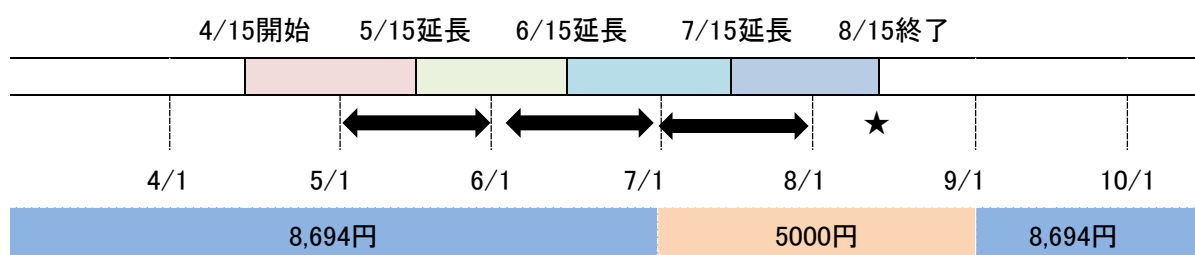
② 在宅勤務を延長したが、1箇月なので認定替えなし



③在宅勤務を延長し、2箇月となった時点の在宅勤務開始日(★)を事実発生日として認定替え



④在宅勤務が終了した時点で、終了日の翌日(★)を事実発生日として認定替え



Q6:在宅勤務日が不定期の場合、通勤所要回数はどのように計算すればよいか。

A6:事実発生日における出勤予定が、在宅勤務終了予定日以降も引き続くものと仮定して1箇月当たりの平均通勤所要回数を求める。

Q7:月の初日以外の事実発生日と同月に在宅勤務期間が終了する場合や、事実発生日の翌月の在宅勤務期間が1箇月に満たない場合は認定替えが必要か。

A7:月の初日以外の事実発生日と同月に在宅勤務が終了した場合は、認定替えを行わない。事実発生日の翌月の在宅勤務期間が1箇月に満たない場合はA5のとおり認定替えを行う。

Q8:在宅勤務日を変更した場合の通勤手当の取扱いはどうなるか。

A8:在宅勤務者は在宅勤務日を1箇月(応当日計算)以上にわたって変更する場合には適宜の方法で諸手当担当者に連絡することとし、諸手当担当者は変更日を事実発生日として認定替えを行う。この時、通勤所要回数に変更がなかった場合は認定替えを行わない。また、変更が1箇月未満の一時的なものについては認定替えを行わない。

Q9: 単身赴任手当を受給している者が配偶者の住居で在宅勤務をするときの取扱いはどうになるか。

A9: 在勤地に生活の本拠を残したまま、一時的(応当日で数えて1箇月を超えない範囲)に配偶者等の住居でテレワークを行う場合は、単身赴任手当は継続して支給する。

在勤地における賃貸契約を解約するなど生活の本拠を移した場合は、当然に単身赴任手当の支給を終了する。

在勤地に生活の本拠を残したまま、1箇月を超えて配偶者等の住居でテレワークを行う場合は支給中断となり、テレワークが終了することで要件を満たせば支給が再開する。